防災学習動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１．趣旨

近年激甚化・頻発化する災害による被害を最小限に減らすためには、県民一人ひとりが、自分の生命は自分が守る「自助」の重要性を認識し、実践する必要があることから、災害のリスクや災害への備え、災害発生時の避難行動などについて解説する防災学習動画を制作する。

事業を円滑かつ効果的に実施する観点から、専門的な知識・経験等を有する業者に業務を委託するため、本趣旨に適う提案を広く公募し、提案者の実施能力、提案内容を総合的に評価するプロポーザル方式によって業務委託候補者を選定するものである。

２．委託業務の概要

（１）件名

防災学習動画制作業務

（２）業務内容

別紙１「仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

３．予算上限額

１２，０００千円以内　（消費税及び地方消費税含む）

４．参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

（１）別紙１「仕様書」に定める業務を確実に実施することができる者であること。

（２）石川県内に本社・支社又は事業所を有する法人であること。

（３）過去５年以内に公的機関の動画制作に係る業務実績があること。

（４）石川県競争入札参加者資格（物品の部）を有する者であること。

（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（６）本業務に係る企画提案の企画の募集開始から審査会の実施日までの間に、石川県からの競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除の措置を受けておらず、かつ、審査実施時点においても当該措置の対象となっていない者。

（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく 更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再

生手続開始の申立て 又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

（8）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（9）本社または主たる事業所の所在地を管轄する都道府県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

（１０） 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たすこと。

ア　共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、１者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。

イ　１事業者が複数の構成事業者になることはできない。また、単独で業務提案した事業者は、構成事業者になることはできない。

ウ　構成事業者全てが、法人格を有していること。

エ　構成事業者全てが、上記（１）及び（５）～（９）の参加資格を満たすこと。また、構成員のいずれかが、上記（２）～（４）の条件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

５．スケジュール

（１）募集開始　令和８年１１月１１日（水）
（２）参加申込期限　令和８年１１月１７日（火）
（３）質問書提出期限　令和８年１１月１８日（水）
（４）質問書回答日　令和８年１１月１９日（木）
（５）企画提案書等受付期限　令和８年１１月２０日（金）正午
（６）審査会　令和８年１１月２６日（木）
（７）結果通知、契約の締結　令和８年１１月下旬～１２月上旬

６．参加申込書等の提出

本プロポーザルの参加申し込みは下表の書類を提出することによって行うこと。

（１）提出書類

	提出書類	提出部数	様式の有無	備　考
1	参加申込書	1	有【様式１】	
2	事業者概要説明書	1	有【様式２】	・パンフレット、役員名簿等もあわせて提出すること ・共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること
3	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	1	無	・参加申込書提出日前 3 か月以内に発行されたもの。
4	共同企業体協定書の写し	1	有【様式３】	・共同企業体を結成して参加する場合のみ提出すること
5	納税証明書の写し	1	無	（１）石川県内に事業所を有する者にあっては、石川県が発行する納税証明書 （２）（１）以外の者にあっては、本社または主たる事業所の所在地を管轄する都道府県税に未納が無いことを称する納税証明書

（２）提出方法

以下の宛先に持参又は郵送、電子メールにより提出すること。

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月１丁目１番地
石川県危機管理部危機管理政策課
Email:e170700@pref.ishikawa.lg.jp

※提出書類を郵送又は電子メールにより提出する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限内に必着させること。

（３）提出期限

令和８年１１月１７日（火）午後５時必着とする。

7.「質問書」の提出、回答方法

別紙１「仕様書」及び別紙２「企画提案書作成要領」に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（１）提出方法

・【様式４】を電子メールにより６（２）の宛先に提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
・件名は、「防災学習動画制作業務委託に関する質問」とすること。

（２）提出期限

令和８年１１月１８日（水）午後５時必着

（３）回答日

令和８年１１月１９日（木）

（４）質問への回答方法

・回答は、電子メールにより質問者に通知する。

・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる質問内容の場合は、質問者名を公表しないかたちで、石川県ホームページに掲示し、公募型プロポーザル参加者に周知する。

（５）留意事項

・企画提案書に係る質問は（１）のとおり電子メールで行うこと。

・審査に係る質問は受け付けない。

８．企画提案書等の提出

応募者は、下表の書類を作成、提出することにより企画提案を行うこと。

（１）提出書類

	提出書類	提出部数	様式の有無	備　考
1	企画提案応募申請書	1	有【様式５】	
2	企画提案書 正本・・・・１部 副本・・・・７部	8	無	別紙２「企画提案書作成要領」に基づき作成すること
3	見積書	1	無	・宛先は「石川県知事 山野之義 」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること ・見積金額が３の額を上回っている場合は、審査の対象としない
4	類似業務受注実績	1	有【様式６】	過去の実績を説明するため、企画提案書に URL 又は QR コード等を記載し、動画制作実績を確認できる資料を掲載することを可能とする。

（２）企画提案書の内容

別紙２「防災学習動画制作業務委託に係る企画提案書作成要領」のとおり。

（３）提出方法

上記６（２）の宛先に、提出書類一式を郵送又は持参により提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前９時から午後５時までとする。

（４）企画提案書の提出期限

令和８年１１月２０日（金）正午必着

（５）留意事項

・提出できる企画提案書は１企業につき、１案とする。

・一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

・共同提案の場合は、代表事業者が全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成、提出すること。

９．審査会

（１）日時

【予定】令和８年１１月２６日（木）午後

（２）場所

石川県庁行政庁舎６階６０３会議室（金沢市鞍月１丁目１番地）

（３）審査会参加案内

・審査会の開催時刻、場所その他必要事項については、参加者に対し、別途通知する。

（４）その他

・集合場所や時間は、上記（３）による通知に従うこと。

・出席者は３名以下とし、【様式７】に出席者名などを記入の上、審査会前営業日の正午までに、上記６（２）の宛先に回答すること。

・持ち時間は事業内容の説明１５分、質疑約５分の計２０分以内とする。
なお、審査会参加事業者数に応じて、説明や質疑の時間を短縮することがある。

・別紙３「審査基準」の項目についての説明を盛り込むこと。

・説明に使用するパソコンは、各自持参すること。

・その他必要な機材等ある場合は、事前に相談すること。

１０．審査方法

（１）別紙３「審査基準」の項目に従って、提出された企画提案書等の内容を基に書面及びプレゼンテーションにより審査し、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定（以下、「候補者」という。）する。

（２）必要に応じて、追加の書類提出や聴き取り等による内容確認を行うことがある。

（３）応募者が１者のみの場合においても、契約相手として適切であるか判断するた

め、審査を行う。
（４）審査会は非公開とし、審査経過及び内容は公表しない。

１１．失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
（１）参加資格を満たさない場合
（２）提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
（３）提出書類に虚偽または不正があった場合
（４）審査委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めた場合
（５）他の参加者と企画提案書等の内容等について不当な調整又は協議を行った場合
（６）実施要領又は仕様書に適合しない企画提案を行った場合
（７）審査会に参加しない場合
（８）その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

１２．審査結果の通知

企画提案書を提出した者全てに対し、採否に関わらず、電子メール又は文書にて審査結果を通知する。なお、審査結果について、異議の申し立ては認めない。

１３．契約の締結

（１）県は、候補者と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、内容精査の上、随意契約を締結する。
（２）別紙１「仕様書」については、候補者の決定後、県と候補者との間の協議により確定するものとする。このため、内容が一部変更となる場合がある。
（３）契約時期は、令和８年１１月下旬から１２月上旬を予定している。

１４．その他

（１）企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
（２）本企画提案の参加により県から知りえた情報は、他者に漏らしてはならない。
（３）提出された書類は返却しない。
（４）提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
（５）企画提案書による提案内容は、石川県に帰属する。
（６）情報公開請求に応じ、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
（７）書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。
（８）参加申込書を提出した後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、【様式８】を提出することにより、参加辞退を届け出ること。